

「まんでがんスポーツプロジェクト」コンテンツ作成業務に係る企画提案のための仕様書

1 業務の概要

(1) 業務名

「まんでがんスポーツプロジェクト」コンテンツ作成業務

(2) 業務の目的

国民スポーツ大会を始めとした各種競技スポーツ大会で活躍している選手・指導者にクローズアップした練習風景・生い立ち等のドキュメンタリー動画や記事を作成し、県民の競技スポーツへの関心を継続的に高め、応援を含めたスポーツ活動への県民参加を促進する。

(3) 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)

2 契約上限額

3,800,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 業務の内容

(1) 選手密着動画(5分程度)のシナリオ作成、取材、収録及び編集(1本以上)

(2) 選手およびチーム紹介動画(1~2分程度)のシナリオ作成、取材、収録及び編集(2本以上)

(3) 指導者及び選手等への取材及び紹介記事の作成(5本以上)

(4) 指導者及び選手等への取材時や各種スポーツ大会における写真撮影

(5) SNSクリエイター又はスポーツ関係に精通している選手とのコラボ動画作成・掲載

(6) 本事業の周知用チラシの作成及び郵送

(7) その他香川県のスポーツ振興に関するイベント・コンテンツの作成

4 留意事項

(1) 業務の実施に当たり、迅速に対応できる要員及び体制を確保すること。

(2) テーマ及び制作に関する細部については、必要に応じて公益財団法人香川県スポーツ協会(以下、「県スポーツ協会」という。)との打ち合わせを経て決定する。

(3) 制作に当たっては、県スポーツ協会及び取材先等と適宜打ち合わせを行い、情報収集を行うこと。

(4) 業務の実施に当たって、不明な点が生じた場合は、その都度県スポーツ協会と協議を行い、業務の円滑かつ適切な実施に努めること。

(5) 業務の終了時までには他の事業者へ業務を移行することとなった場合には、必要な措置を講じ、円滑に業務の引継ぎを行うこと。

5 成果物に係る著作権の取り扱いについて

(1) 本業務で新たに生じた著作物の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21

- 条（複製権）から第 28 条（二次的著作物の利用に関する著作権の権利 までに規定するすべての権利）については、県スポーツ協会に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、県スポーツ協会の事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条（公表権）及び第 19 条（氏名表示権）を行使することができない。
- (3) 納入される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれる場合は、県スポーツ協会が特に 使用を指示した場合を除き、受託者の責任と負担において、当該既存著作物の使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。
- (4) 本業務に基づく作業及び成果物に関して、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、受託者の責任と負担において一切を処理すること。

## 6 納品

### (1) 納期

具体的な成果物等の納期については、別途協議し、定めるものとする。

### (2) 納品方法

- ①制作した動画 1 本につき、県ホームページ（YouTube 利用）での動画配信用データ
- ②制作した記事 1 本につき、県ホームページでの掲載用データ
- ③撮影した写真を関連した記事や大会ごとに、県ホームページ及び SNS での掲載用データ
- ④制作したチラシ 1 部につき、各学校（児童・生徒 1 枚ずつ配布）およびスポーツ施設等に郵送するとともに、県ホームページでの掲載用データ
- ⑤業務で作成、使用した画像、映像等で電子記録媒体にて提供可能なものに関しては CD または DVD に記録して納めること。

### (3) 納品場所

公益財団法人香川県スポーツ協会

〒760-0004 香川県高松市西宝町 2 丁目 6-40

電話：087-833-1580 FAX：087-862-4514

E-mail：watanabe@kagawasports.onmicrosoft.com